

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

ウェブサイト上に掲載した文章の内容が「営業上の信用を害する虚偽の事実」（不正競争防止法2条1項15号）に当たるとされた事例

[大阪地方裁判所 平成31年1月31日判決 平成29年(ワ)第9834号]

1. 事件の概要

本件は、被告が自己のウェブサイト上のウェブページに掲載した文章は虚偽の事実であり、これにより原告の営業上の信用を毀損されたとして、原告が被告に対し、不正競争防止法（以下、不競法）2条1項15号、3条1項、4条、14条に基づき、上記ウェブページの内容を被告ウェブサイトに表示することの差止め、謝罪広告の掲載ならびに損害賠償金の支払いを求めた事案です。

問題とされたのは、後述するように、「コピー機」、(辞めた社員が)「引き抜かれた」という文言を用いた表現です。ウェブサイトへの表示という特徴もある本件は、不競法2条1項15号の「営業上の信用を害する虚偽の事実」の認定手法および当てはめの参考になるものと考え、本稿でご紹介します。

2. 裁判所の認定事実

(1) 原告も被告も油圧式杭圧入引抜機の製造・販売を行っている競合会社です。油圧式杭圧入引抜機とは、土木・護岸工事、大型建築物の基礎工事、耐震補強工事等の際に行われる杭敷設工事において使用される建築機械であり、あらかじめ地盤中の一定の深度まで複

数の杭を貫入し、これらの既設杭を上部から掴み、その引き抜き抵抗力を利用して新設の杭を押し込むことにより、順次、地中杭を敷設する機械です。この原理自体は、昭和38年に「無音無振動シートパイリング工法及びその装置」として第三者が特許出願していました。

(2) 被告代表者は、訴外K社の代表者と共に設計・開発を行い、昭和50年に油圧式杭圧入引抜機「サイレントパイラー」を完成させたうえ、特許を出願し、量産型のサイレントパイラーの製造・販売を行う被告会社を設立しました。

その後、被告がサイレントパイラーの図面を作成し、K社が製作した製品を被告に納入するという役割分担のなかで、K社は、T社（平成17年に杭圧入引抜機の事業を原告に譲渡）を含む複数の工作所にサイレントパイラーの部品製造の下請けをさせていました。

AはK社の従業員として、Bは被告の従業員として、それぞれサイレントパイラーの図面作成等に関与していましたが、その後いずれもT社に転職し、Aは現在まで原告に勤務しています。

(3) T社は、昭和57年ごろ、サイレントパイラーと同じ圧入原理を利用する油圧式杭圧入引抜機の製造・販売を

開始し、油圧式杭圧入引抜機に関する特許を取得しました。T社は、平成17年4月、杭圧入引抜機の事業を原告に譲渡し、以後原告が油圧式杭圧入引抜機の製造等を行っていました。

(4) 被告は、昭和58年、T社に対し、T社の製品が出願中の特許等の技術的範囲に属し、補償金の支払請求をする旨の通告書を送付し、同時期に、取引先に対し、サイレントパイラーの模造品を造っている会社に特許法等に基づく通知書を発したことを告げる内容の書面を送付しました。その後、被告が上記通告書の根拠とした特許出願につき拒絶査定がされ、被告は不服審判請求をしましたが、特許庁は、本願発明が出願前に公然実施された発明と同一であることを理由に拒絶査定を維持しました。

平成23年以降も、被告が原告の有する特許権について5件の無効審判を請求するなど、原被告間には特許権等を巡る紛争が継続して存在し、原告、被告およびその取引先等を含む業界では当該紛争は周知の事実でした。

(5) 昭和55年から60年ごろ、被告、原告を含む複数の会社が、油圧式杭圧入引抜機の製造・販売を行っていましたが、その基本原理はおおむね昭和35

年より公知のものであり、機械の形状も多くはおおむね同様のものでした。

その後、多数の会社が油圧式杭圧入引抜機の事業より撤退し、平成29年の時点で、K県内において当該事業を行う会社は、原告と被告のみでした。

(6) 被告は、平成29年1月から、被告のウェブサイト上に、被告グループの50周年を記念する特設ページを開設し、そのなかで50回にわたり被告代表者の自伝を掲載しました。その記事のなかで、被告は、次の1～3の文章（以下、本件掲載文1ないし3）を表示しました。

1 「ただ一社だけ、当社の下請けで加工を任せていた……（引用者注：K県の地名）の小さな会社がサイレントパイラーのコピー機をつくって売り始めた」

2 「当社が発明した機械ではあるが、一社で市場を完全に独占するのはやはり罪悪である。いまでもこの会社は平然とコピー機を製造しているが、業界の小さな“鬼っ子”にむしろ感謝している」

3 「辞めた社員の一部は、当社の機械のコピー機をせっせとつくっている件の会社に引き抜かれた。彼らが当社にいた頃は、『機械の値段を下げた一気にならして潰しましょう』などと言っていたその相手である」

原告は、平成29年9月ごろ被告のウェブページを閲覧した取引先から、本件掲載文1ないし3につき指摘を受けました。

3. 争点

本件の争点は、①本件掲載文1ないし3は原告の営業上の信用を害する虚偽の事実か、②表示差止請求および謝罪広告掲載請求の成否、③原告の損害

の3点です。本稿では、事実認定と当てはめが参考になる①の争点に関する判断を中心に取り上げます。

4. 裁判所の判断

(1) 裁判所は、本件掲載文1ないし3を被告ウェブサイトに掲載したことにより、被告は、競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布した（不競法2条1項15号）と認定し、原告の表示差止請求を認容しました。他方、謝罪広告掲載請求は必要性がないとして、損害賠償請求は損害の主張・立証がないとして、棄却しました。

(2) まず、裁判所は、本件掲載文1ないし3の主な閲覧者を「被告の事業内容、あるいは被告代表者の業績や人柄に関心を抱く者、具体的には被告の関係者や取引業者、競争相手、油圧式杭圧入引抜機を使用した工事を行う工事業者といった当該業界の者」と認定し、これら閲覧者の認識を基準に「営業上の信用を害する虚偽の事実」の有無を判断すべきであると判示しました。そして、「平成29年当時、油圧式杭圧入引抜機の製造販売事業を行う会社」は、K県内において「原告及び被告以外には存在しなかったこと」のほか、原告（またはT社）と被告との従前の関係、原告と被告の資本金の額から、「被告代表者……が、本件掲載文1ないし3として……記載した際に、T社又は原告を指す意図でしたことは明らかである」としました。

そのうえで、主な閲覧者にとって、原被告間の長年にわたる特許権等に関する紛争の事実は周知であるから、「本件掲載文1ないし3に記載されている会社がT社及びその事業を承継した原

告を指すということ容易に理解するものと解されるし、現に、原告の取引先は、本件ウェブページ1及び2に接して原告のことを指すものと理解し、原告に連絡しているのである」としました。

(3) 次に、裁判所は、「コピー機」という表現について、「『コピー』という表現は、一般には、同一性を保ちつつ、転写、複製、演奏等を行うこと」としたうえで、特許権との関係では、「同一性の保持を前提とすると、相手方の製品が自身の製品のコピーであると表現することができるのは、外観、構造等が同一、あるいは区別し得ない程度に類似しているような場合か、少なくとも、相手方の製品が、自身の有する特許発明の技術的範囲に属し、特許権侵害が肯定されるような場合に限られる」と判示しました。そして、「外観等が類似はしていても、全体としては同一といえない場合や、機能や基本となる原理が類似していても、特許発明の技術的範囲に属するのではない場合に、これをコピーと表現した場合、本来は特許法その他の法律により違法とされる範囲外の行為について、違法との印象を与える内容を告知することになる」と判示しました。

そのうえで、原告製品と被告のサイレントパイラーは同じ圧入原理を利用する機械であるが、その基本原理自体は昭和35年から公知であったこと、原告の製品の形状とサイレントパイラーの形状は一部類似するが、油圧式杭圧入引抜機の機能を発揮するためにはある程度決まった構造・形状を採らざるを得ないこと、被告の特許出願について拒絶査定が確定し、T社において杭打込引抜機の特許を取得しているところ、T社ない

し原告が自らの杭打込引抜機を製造・販売することが、被告の特許権等を侵害すると認めるに足りる事実の主張・立証がないことから、本件掲載文1ないし3の「コピー機」との表現は虚偽の事実であり、競争関係にある原告の営業上の信用を害する行為に当たると認定しました。

(4) さらに、裁判所は、「引き抜かれた」との表現について、ウェブページの記載は「被告代表者の措置に反発した営業幹部の退職が先行し、引き抜きにより退職したとするものではない」としながらも、『「コピー機をせせとつくっている件の会社」という否定的表現の中で『引き抜かれた』という表現が用いられれば、これに接する者は、T社又は原告が、違法、不当な手段を用いて、被告の従業員を転籍させたとの印象を抱くものと解される」と判示したうえ、「昭和58年1月31日付で退職した被告の従業員が、T社に転職したとの事実は認められないし、T社又は原告が被告の従業員に対して違法・不当なはたらきかけをしたという事実も認められないから、被告が、本件掲載文3に『件の会社に引き抜かれた』と記載したことは、競争関係にある原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したことになる」と認定しました。

5. 考察

(1) 不競法2条1項15号は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を不正競争と規定しています。告知・流布により信用を害される「他人」は特定されている必要がありますが、本裁判例が判示するように、「他人」の名称自体が明示されていなくても、告知等の内容

および業界内で周知の情報から、告知等を受領した取引先が誰を指すのか理解できれば足りるとされています。

「虚偽の事実」とは、客観的真相に反する事実をいいます。例えば、「X社の〇〇ソフトウェアの使用は、当社の特許権を侵害するものです」との事実をY社がX社の取引先に通知する場合において、X社のソフトウェアがY社の特許発明の技術的範囲に属していないとき、あるいはY社の特許に無効理由があるときは、X社は客観的には特許権を侵害していませんので、Y社の通知内容は「虚偽の事実」に当たります。これは、特許権非侵害の事実が後日になって判明した場合も同様です。

特許権者が上記のような特許権侵害警告の告知を行う場合は、少なくとも、侵害の事実ないし無効理由の存否につき、あらかじめ法律専門家の鑑定を得るなど、慎重に調査しておかなければ、後日損害賠償責任のリスクがある（東京地判平成29年2月17日参照）ことには注意が必要です。また、仮に専門家から侵害鑑定を得たとしても、後日非侵害と判断される可能性もあります（東京地判平成29年8月31日参照）。告知行為の内容や態様の相当性も損害賠償責任の存否に影響を与えることとなります。

(2) 本件事案では、「特許権を侵害する」ではなく、「コピー機」との表現が用いられている点に特色があり、虚偽性

の判断方法が問題となります。本裁判例のポイントは、特許権との関係で「相手方の製品が自身の製品のコピーである」と表現できるのは、「相手方の製品が、自身の有する特許発明の技術的範囲に属し、特許権侵害が肯定される場合に限られる」として、特許権侵害警告の告知と同様の基準を用いたことです。

すなわち、「特許権の侵害品」と表現しようと、「コピー機」と表現しようと、客観的にみて、相手方の製品が自社の特許発明の技術的範囲に属し、特許権侵害が肯定される（無効原因もない）場合でなければ、「虚偽の事実を流布した」として、差止請求、損害賠償請求を受けるリスクが発生することになります。

近時の裁判例の傾向によれば、特許権侵害警告の告知を行う場合、それに先立ち法律専門家の鑑定を得ておくことは必須といえます。複数の専門家の鑑定を要することもあり得ます。そのようなコストを掛けてまで、あえて特許権侵害警告の告知をするかどうかは、慎重に検討すべきでしょう。

(3) なお、本件では損害賠償請求が棄却されていますが、虚偽事実の告知等がされた場合、一般的には取引先から当面の取引停止の通告を受けるなど、何らかの損害が発生します。当該告知の被害者が損害賠償を求める場合は、そのような具体的事実の主張・立証が必要となります。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。特許、商標、著作権等の知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、相続案件を中心とする家事事件、刑事事件など幅広い事案で豊富な経験・実績を有する。交渉および訴訟対応全般を得意とする。